

## 諮問第 1 号 印西市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）説明資料

### （改正の要旨）

令和 3 年 8 月 4 日付けで、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）が公布されたことに伴い、印西市国民健康保険条例第 6 条第 1 項に規定する出産育児一時金の額を、「40 万 4 千円」から「40 万 8 千円」に改めるもの。

#### ※出産育児一時金の支給

現在、印西市の国民健康保険に加入している人が出産したときは、出産育児一時金として 40 万 4 千円を支給している。ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産したときは、40 万 4 千円に 1 万 6 千円を加算し、42 万円を支給している。

### （改正の理由）

令和 2 年 12 月 23 日に開催された厚生労働省の第 138 回社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の取り扱いに関する見直しが議論され、産科医療補償制度の改定（※ 1）と併せ、支給総額 42 万円の維持（※ 2）について了承されたため、厚生労働省保険局において政令等の改正が行われたことに伴い、今回条例を改正するもの。

#### （※ 1）産科医療補償制度の改定

産科医療補償制度とは、出産に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償すること等を目的として、平成 21 年 1 月から公益財団法人日本医療機能評価機構において運営されている制度であり、出産者は医療機関等に当該制度の掛金を支払うことで、補償を受けることができる。

今回の改定は、現行の掛金を、「1 万 6 千円」から「1 万 2 千円」に引き下げたもの。

#### （※ 2）支給総額 42 万円の維持

改正前…支給総額 42 万円（40 万 4 千円+加算額 1 万 6 千円）

改正後…支給総額 42 万円（40 万 8 千円+加算額 1 万 2 千円）

### （改正後の効果）

今回の改正により、出産育児一時金の支給額が 4 千円上がる（産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産を除く。）ため、出産者やその家族の経済的負担の軽減に少しでも寄与できるものと考えられる。